



ビューローベリタス関東 4 事務所（東京新宿、東京御茶ノ水、立川、横浜）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

–INDEX–

【トピックス】

- ◆ [「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」ガイドライン案について](#)
- ◆ [確認申請書（第三面）、建築計画概要書（第二面）の改正について](#)
- ◆ 【再掲】改訂版「告示にかかる審査」解説コラム連載
避難安全検証法 《避難計画について》《検証法上の留意点》
- ◆ [建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.44 | 病院・診療所 | 病院・診療所の防火上主要な間仕切壁を学ぶポン！](#)

【最新情報（法令・地域条例）】

＜地域条例等＞

- ◆ 茨城県/岩井・境都市計画 地区計画の決定について
- ◆ 茨城県/土浦・阿見都市計画 地区計画の決定について
- ◆ 茨城県/桜川市地区計画の条例の改訂について
- ◆ 埼玉県さいたま市/大宮都市計画下水道の変更および下水道（中富都市下水路）の変更について
- ◆ 関東以外の地域について

▼関東 4 事務所からヒトコト

- ◆ 審査部長 高木

【インフォメーション】

- ◆ [建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介](#)
- ◆ [建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です](#)
- ◆ [技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介](#)

トピックス

「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」ガイドライン案について

省エネ表示制度の根拠となる「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項および表示の方法
その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（仮称）案（以下、告示案）」
および「[建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（仮称）案](#)（以下、ガイド
ライン案）」に関する意見募集が 2023 年 6 月 16 日～2023 年 7 月 15 日に実施されました。
今後、関連告示の公布とガイドライン（第 1 版）の公表が実施され、事業者向け周知活動が開始される予定です。
今回はパブリックコメントに先駆けて公表された「[ガイドライン案](#)」の内容についてご紹介します。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/230725.html

確認申請書（第三面）、建築計画概要書（第二面）の改正について

確認申請書の一部（第三面）の改正について、令和 4 年 12 月 28 日および令和 5 年 2 月 28 日に公布されて 4

月 1 日に施行されました。[本ウェブサイト掲載の書式](#)も改訂してありますので、そちらをご使用ください。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/230328.html

【再掲】改訂版「告示にかかる審査」解説コラム連載

2006 年に掲載していたコラム「告示にかかる審査」解説シリーズの改訂版を、「避難安全検証法」、「限界耐力計算」、「免震建築物の審査」の 3 つの分野に展開し、2022 年 11 月より連載コラムとして掲載しております。今回は「[避難計画について](#)」と「[検証法上の留意点](#)」の記事をご紹介します。

- 避難安全検証法 《避難計画について》 https://www.bvjc.com/column/column_001.html
- 避難安全検証法 《検証法上の留意点》 https://www.bvjc.com/column/column_002.html

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.44 | 病院・診療所 | 病院・診療所の防火上主要な間仕切壁を学ぶポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2023 年 8 月号（2023 年 7 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆・監修しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/230720.html>

最新情報（法令・地域条例）

●茨城県/岩井・境都市計画 地区計画の決定について

令和 5 年 5 月 30 日付で告示が出されました。

【市町村名】坂東市

【都決内容】岩井・境都市計画 地区計画の決定（山地区）

以下、ウェブサイトに掲載予定です。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/tosikeikakuzyouhou2023.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県土木部都市局建築指導課

企画グループ

TEL：029-301-4716

●茨城県/土浦・阿見都市計画 地区計画の決定について

令和 5 年 6 月 1 日付で告示が出されました。

【市町村名】阿見町

【都決内容】土浦・阿見都市計画 地区計画の決定（阿見東部工業団地周辺地区）

下記ウェブサイト に掲載予定です。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/tosikeikakuzyouhou2023.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県土木部都市局建築指導課

企画グループ

TEL：029-301-4716

●茨城県/桜川市地区計画の条例の改訂について

桜川市の下記の地区計画について、令和 5 年 4 月 1 日付で条例化および施行がされています。
※既存の地区計画条例の改訂としてまとめて条例化されております。

○桜川市

- ・インターチェンジ南地区【市街化調整区域】
- ・上の原地区【市街化調整区域】
- ・塙世工業地区【市街化調整区域】
- ・谷貝工業第 1 地区【市街化調整区域】
- ・谷貝工業第 2 地区【市街化調整区域】
- ・高久工業地区【市街化調整区域】
- ・大和駅北地区【市街化調整区域】
- ・稲工業地区【工業区域】

下記ウェブサイトからご覧いただけます。

[https://urldefense.com/v3/https://www.city.sakuragawa.lg.jp/shisei/gyousei_keikaku/toshi_keikaku/__;!!NslPjgbbnDqexg!JrcPx3pwXyr_pWEq1e_ml5gZ39TTnrDqXadpvqCN0x6d53CM_UtQXge84toO3wQEk1OpZxjO72Nt_Ovc7Lg5uGDnZR5a_Yy4MmrkGQ\\$](https://urldefense.com/v3/https://www.city.sakuragawa.lg.jp/shisei/gyousei_keikaku/toshi_keikaku/__;!!NslPjgbbnDqexg!JrcPx3pwXyr_pWEq1e_ml5gZ39TTnrDqXadpvqCN0x6d53CM_UtQXge84toO3wQEk1OpZxjO72Nt_Ovc7Lg5uGDnZR5a_Yy4MmrkGQ$)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県土木部都市局建築指導課
企画グループ
TEL : 029-301-4716

●埼玉県さいたま市/大宮都市計画下水道の変更および下水道（中富都市下水路）の変更について

令和 5 年 6 月 12 日付で告示が出されました。

【市町村名】常陸大宮市

【都決内容】常陸大宮都市計画下水道の変更、常陸大宮都市計画下水道の廃止（中富都市下水路）

下記ウェブサイトに掲載予定です。

https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/data/doc/1687324526_doc_103_0.pdf

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県土木部都市局建築指導課
企画グループ
TEL : 029-301-4716

関東以外の地域について

●大阪府大阪市/ 地区計画条例の改正について

大阪市ではこの度、以下の地区計画条例が改正されましたので、ご確認ください。

【概 要】

- ・条 例：大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- ・施行日：令和 5 年 6 月 13 日（公布日施行）
- ・内 容：「御堂筋本町北地区地区計画」の変更（R5.3.3 都市計画決定）に伴う一部改正

詳細については下記にてご確認ください。

・公報：<https://www.city.osaka.lg.jp/koho/20230613r.html>

・地区計画：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005302.html>

・地区計画条例：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000105184.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

計画調整局建築指導部 建築企画課

TEL：06-6208-9300

●兵庫県神戸市/「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」等の一部改正について

神戸市ではこの度、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」等が一部改訂となりました。

1 改正の概要

「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」の一部改正

- (1) 特別用途地区「すまい・まちなみ形成地区」の指定に伴う改正
(第 18 条の 6-第 19 条の 2、第 20 条、第 40 条関係)
- (2) 建築基準法改正に伴う改正 (第 19 条の 3、第 23 条、第 24 条、第 27 条関係)
- (3) 指定建築物の標識の設置期間の変更 (第 10 条関係)
- (4) その他所要の改正

「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則」の一部改正

- (1) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の改正に伴う改正
- (2) その他所要の改正

2 公布および施行日

公布日：令和 5 年 6 月 1 日

施行日：公布の日。ただし、条例第 10 条第 3 項の改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行。

3 その他

改正条例の詳細は、「改正内容」および「すまい・まちなみ形成地区パンフレット」にてご確認ください。

詳細については下記にてご確認ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/rule/jourei_kisoku/jukankaisei2306.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください

神戸市建築住宅局建築指導部 建築安全課

TEL：078-595-6555

●兵庫県神戸市/ 浄化槽管理等届の押印廃止に伴う添付書類の変更について（通知）

神戸市ではこの度、浄化槽管理等届の押印廃止に伴い「神戸市浄化槽指導要綱」の改訂がありました。

以下、改正点ご確認の上ご注意ください。

要綱の改正点

- ・「浄化槽管理等届」（様式第 2 号）の様式を変更し、工事業者、保守点検業者、清掃業者、使用開始報告書提出予定者、兵庫県水質保全センターの押印を廃止する。
- ・要綱第 6 条に基づく設置手続きの際、新たに浄化槽管理者と保守点検業者、清掃業者が締結する契約書の写しを添える事とする。

適用開始

令和 5 年 6 月 8 日

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/kurashi/recycle/kankyohozen/cleanup/form.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

●奈良県/大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の指定について（通知）

この度、奈良県におかれましては、平群町、田原本町の一部において建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率および建築物の各部分の高さに係る数値を、令和 5 年 6 月 16 日付けで指定し、同日付けで施行されました。

なお、容積率等が指定された区域内にあっては、施行日の前日までに都市計画法に基づく開発許可等、所要の手続きおよび、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、施行日以降に建築工事に着手する場合は、指定後の容積率等の規制を受ける事となりますので、遺漏の内容ご注意ください。

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/3958.htm>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

奈良県地域デザイン推進局 建築安全推進課 建築審査係
TEL : 0742-27-7561

●広島県/災害危険区域の指定について

広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 16 号）第 3 条の規定により指定されました。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜崩壊危険区域に指定されました。

東広島市 大矢東地区 防地地区

詳細については下記問い合わせ先へご確認ください。

広島県 建築課 構造審査グループ
TEL : 082-513-4159

●広島県/土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項および第 6 項並びに第 9 条第 8 項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定が解除および指定されました。

広島県呉市郷原町隠地内他 14 か所

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

詳細については下記問い合わせ先へご確認ください。

広島県 建築課 構造審査グループ
TEL : 082-513-4159

●宮崎県/宮崎市内の地区計画区域内における届出不要の行為について（通知）

宮崎市では地区計画の区域内で、土地の区画形質の変更や、建築行為等（変更、外構工事を含む）下記の行為をされる際には、行為に着手する日の 30 日前までに『地区計画の区域内における行為の届出書』に必要図書を添えて、宮崎市に届出をしていただくことになります。

宮崎市ではこの届出の内容が、地区計画の内容に適合しているかどうか審査します。

なお、届出が不要な場合や協議を行うことで足りる場合もありますので、事前に都市計画課までお問い合わせください。

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/development/notification/1744.html>

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/5/3/0/6/4/9/_/360054.pdf
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/3/0/7/9/1/_/730791.pdf

詳細については下記問い合わせ先へご確認ください。
宮崎市都市整備部 都市計画課 都市企画係
TEL : 0985-21-1811

関東 4 事務所からヒトコト

梅雨明けを待たずに既に真夏の暑さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
熱中症対策も忘れずどうぞご自愛ください。

審査部長 高木

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、
現在は**年間 12,000 件***の検査を実施しております。* 2022 年 1 月～12 月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・
防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です

- ・第 12 条定期報告関連の入札を検討しているが対応できないため断念している
- ・手に負えない規模や、遠方エリア案件があるためお断りしている
- ・外壁打診調査など自社で実施ができない物件がある

→お問い合わせはこちら

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL
認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを
行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・URL 先等は 2023 年 7 月 25 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部

東京新宿事務所 [MAIL]	電話: 03-5325-7338	FAX: 03-3342-8515
東京御茶ノ水事務所 [MAIL]	電話: 03-5577-8382	FAX: 03-5577-8421
立川事務所 [MAIL]	電話: 042-548-0251	FAX: 042-548-0252
横浜事務所 [MAIL]	電話: 045-440-1650	FAX: 045-451-5215

URL:[Bureau Veritas Japan](#)|[建築確認](#)

(C)2023 Bureau Veritas Japan